

Dharmasūtra 文献における 贖罪規定の位置づけ¹

沼田 一郎

はじめに

dharmasūtra 文献は veda 補助文献である kalpasūtra の 1 部門である。同じく kalpasūtra を構成している śrautasūtra や grhyasūtra と高い親和性を持つものから、veda 補助文献としての性格を失いつつあるものまで、内容や形式には差があるが、総じて次世代の dharmasāstra 文献の前駆的性格を有するものと言えるであろう。内容的には 4 ヴェルナに属する人間の生き方の範を示すものであり、在家生活 (grhastha) を本来あるべき生活形態として宣揚している点において、伝統的・バラモンのな価値観に根ざしている。

dharmasūtra が dharma を説く。当然のことも思われるが、しかしながらその dharma が何を意味するのかということは、インド文化史上の大問題であって、ここでそれを全面的に論ずることはもちろんできない²。これについては通時的にも共時的にも種々な議論があり得るが³、範囲を dharma 文献に限定すれば「社会と、それを構成する家族を含む諸集団および個人のあるべき姿、モデルを構想するための基本原理」

¹ text としては P. Olivelle: *Dharmasūtras The law Codes of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana and Vasiṣṭha*, Delhi, 2000 を使用した。

² 包括的な研究としては P. Olivelle ed.: *Dharma: Studies in Its Semantic, Cultural and Religious History*, Delhi, 2009, Alf Hilbeitel: *Dharma: Its Early History in Law, Religion and Narrative*, OUP, 2011.

³ しばしば論じられるように、dharma は多義的な概念と言うだけではなく、歴史的にもその意義を変化させていることに注意すべきである。沼田一郎「ダルマ文献における司法規定の歴史の変遷」『南アジア研究』第 22 号, 2010, pp.220-227.

であると理解することができるであろう。

人はこの dharma に適うように行為することが望ましいが、故意、過失を問わず必ずしもそのように結果するとは限らない。仮に不正な行為のあることが認められれば、それを修正してもとの正しい状態に復する必要がある。その際、依拠する権威がどこに由来するかによって道は二手に分かれているのである。そのひとつは刑罰である。これは世俗社会における王の権威に由来するものであり、在家バラモの行為規範を集成した dharmasūtra においては主たる課題としては扱われることはなく、*Manusmṛti* 以降の dharmasāstra あるいは smṛti 文献で詳細に論じられるにいたった。

いまひとつの道は、不正な行為によって生じる観念的な実体としての罪障を取り除くための、宗教的な儀礼行為である。それは prāyaścitta (贖罪)⁴ と呼ばれ、dharmasūtra から dharmasāstra にも継承され、例えば *Yājñavalkyasmṛti* では第3章の全体がこれに充てられている⁵。

現存するいずれの dharmasūtra においても贖罪規定は主要なトピックのひとつであるが、その位置づけは同じではない。本稿ではそれぞれの文献ごとの特色を概観し、その変遷の過程に一定の見通しを得ることを目指したい。

1. dharmasūtra の構成から見た贖罪規定

dharmasūtra 文献はインドの古代社会研究の基本資料であるが、そこから得られる情報は dharmasāstra と比べても、更に限定的なものである。それは dharmasūtra 作者たちの関心が、専ら在家の成人男子バラモンに向けられていたことによると思われるが、それでも彼らの目はより広い

⁴ 榎本文雄「罪業の消滅と prāyaścitta」『待兼山論叢』（哲学篇）30, 1996, pp. 1-12, 坂本恭子「Agnihotra 祭における Prāyaścitti について」『待兼山論叢』（哲学篇）30, 1996, pp. 27-38.

⁵ *Yāj* 第3章の特徴については、井狩・渡瀬『ヤージュニャヴァルキヤ法典』平凡社, 2002, pp. 358-9.

社会に向けられつつあった⁶。そのような変化の萌芽は、贖罪規定の記述からはどのように読み取ることができるであろうか。

・ *Āpastambadharmasūtra*

ĀpDhs は黒 *Yajurveda*、Taittirīya 派に所属する。kalpasūtra 中に 2 巻 (praśna) を占め、grhya-, śrautasūtra との連絡は密である⁷。第 1 巻は入門 (upanayana) から帰家 (samāvartana) までを、そして第 2 巻は家住期と王の職務規程を扱う。王の職務規程部分は、もともとは *ĀpDhs* には含まれておらず、後代の付加であろうと考えられている⁸。贖罪規定は第 1 巻の最後尾に位置する snātaka 規定の直前に置かれている。学生期を終えた者が家住期に入ることと連動するものと理解されているのであろう。

扱われる内容としては、墮姓罪 (patanīya) 不浄をもたらし行為 (aśucikara) 殺人、淫行、飲酒、窃盗、動物殺し、暴言、傷害、誤った学習、断食、汚れた者との交際などである。

・ *Baudhāyanadharmasūtra*

BauDhs は *ĀpDhs* と同じく黒 *YV*、Taitt 派に所属する。kalpasūtra 中に 4 巻を占めているが、*ĀpDhs* ほど組織だった構成ではない⁹。後半の 2 巻が後代の付加であるだけでなく、前半 2 巻にも新旧の層が入り組んだ構成である¹⁰。第 1 巻は入門 (upanayana) から学生期、snātaka 規定までを、第 2 巻は家住期を扱いつつ、その後半から第 3 巻にかけては出家遊行を規定する点に特徴がある。

⁶ 禁欲的な出家遊行主義の台頭が dharmasūtra にも反映していることも、このことのひとつのあらわれと言えるだろう。

⁷ 辻直四郎『現存ヤジュル・ヴェーダ文献』（『著作集 第 II 巻ヴェーダ学 II』）法蔵館、1982, pp. 21-24.

⁸ 沼田一郎「*Āpastambadharmasūtra* における王権論の構造」『印度哲学仏教学』第 17 号、2002, pp. 137-149.

⁹ 辻前掲書、pp. 16-19.

¹⁰ P. Olivelle : *Dharmasūtras*, p. 191.

贖罪規定は第2巻の冒頭、すなわち snātaka 規定の直前 (①とする) と、第3巻の後半 (②とする) の2箇所に見られる。このように、ひとつの文献中に 同一の主題が複数、しかも離れた箇所に見られる現象はこのケース以外にも知られるところであり、文献の重層的な成立過程を示す可能性がある¹¹。

①は殺人、淫行、窃盗、飲酒という所謂「大罪 (mahāpātaka)」および「準大罪 (upapātaka)」を主たる論題とし、それに類するものとして「墮姓」をもたらす行為 (patanīya) と、不浄をもたらす行為 (aśucikara) などが論じられている。そして、それに対する kūṣmāṇḍa 供、kṛcchra 供などの儀礼および断食による贖罪を規定する。

これに対して②では、まず冒頭で以下のように宣言する。

ukto varṇadharmās cāśramadharmās ca / *BauDhs* 3.10.1/

[以上で] ヴァルナの dharma とアーシュラムの dharma は述べられた。

このような言明は、当該箇所が dharmasūtra 本来の構成の埒外にあるということを意味しているであろう。*BauDhs* にとっては①が本来の贖罪規定であって、②は新しい層に属することが推測される。

②の内容としては、梵行を破った学生の贖罪、大麦供、kūṣmāṇḍa 供、cāndrāyaṇa 供、断食時の veda 読誦、贖罪の正当性、呼吸のコントロール、贖罪時に読誦する偈、公言しない (avikhyāta) 贖罪などが規定されている。後半部分の大半が韻文で占められているのも特徴的である。

・ *Gautamadharmasūtra*

GauDhs は *Sāmaveda* 所属とされているが、章立てが *ĀpDhs* や *BauDhs* に見られる praśna ではなく adhyāya である点に注意する必要がある。これは次世代の dharmasāstra、あるいは smṛti 文献をはじめとして、広く一般的に用いられる形式である。また、*GauDhs* には一つの韻文も含まれおらず、これは dharmasūtra としては異例である。章立ての形式では

¹¹ 注8参照。

新しさを示す一方で、文体は古い散文のみであるというのは相矛盾するかのようであるが、「古めかしさ」を装うために韻文の使用を敢えて避けたのではないかと考えられる。

GauDhs には他の *dharmasūtra* と比べて詳細な王の職務規程部分（いわゆる *rājadharma* セクション。約 150 スートラ）があり、それが家住期の規定の中に割り込んでいるため、全体の構成がわかりにくいものとなっている。贖罪規定は第 19 章以降にあり、最終第 28 章が遺産相続を扱うことを除けば、後半の三分の一を占めている。

贖罪規定が始まる第 19 章は、冒頭の一文も含めて上述の *BauDhs* ②あるいは *VasDhs* の第 22 章とほぼ同文である¹²。まず贖罪の一般原則として、対象となる「祓うべき行為 (*yāpya karman*)」を、

- ・ふさわしくない者のために祭祀を行う (*ayājyayājana*)
- ・禁止されているものを食べる (*abhakṣyabhakṣaṇa*)
- ・言うべきでないことを言う (*avadyavadana*)
- ・指示されたことを実行しない (*siṣṭasyā'kriyā*)
- ・禁じられた行いに従う (*pratiṣiddhasevana*)

のようにカテゴライズする。それに続いて贖罪儀礼の正当性を議論する部分がある。そして、上記の祓うべき行為によって生じた罪障をはらうための手段として、

- ・ *veda* 聖典の誦出 (*japa*)
- ・ 苦行 (*tapas*)
- ・ 護摩供 (*homa*)
- ・ 布施 (*dāna*)

を挙げる。そしてそれらの具体例を列挙して、適切な実施時期などを規定するのである。続く第 21 章以下では、大罪 (*mahāpātaka*)¹³ および準大罪 (*upapātaka*) その他を順次定義し、次いでそれらのための贖罪規定を示す。

以上から *GauDhs* の贖罪規定部分の構造が、一般原則から具体的な事

¹² *BauDhs* 3.10.2-18, *VasDhs* 22.1-16.

¹³ 後述のように、ここでは *mahāpātaka* という術語は用いていない。

例へと展開する体系的なものであることが知られるであろう。

・ *Vasiṣṭhadharmasūtra* の場合

VasDhs は *Rgveda* 所属の文献として伝承されているが、実態としては現存する *RV* と直接の関係はない。写本の状態が良好ではなく、現存テキストの構成は混乱している。贖罪規定に関する記述は、第1章に mahāpātaka と upapātaka を列挙する部分(1.19-23:①)と、第20章以降(②)の2箇所にある。①は以下のように、ただ罪名を列挙しただけの素朴なものである。例えば、mahāpātaka については、以下のように定義する。

pañca mahāpātakāny ācakṣate / gurutalpagaṃ surāpanaṃ bhrūṇahatyā
brāhmaṇasuvārṇāpaharaṇaṃ patitasamyogaś ca /
brāhmeṇa vā yaunena vā /
athāpy udāhranti /
saṃvatsareṇa patati patitena sahācāraṇa /
yājanādhyāpanād yaunān na tu yānāsanāśanād iti // *VasDhs* 1.19-22

人々は5種の大罪について示す。

師匠のベッドに赴く、スラー酒を飲む、バラモンを殺す、バラモンの黄金を盗む、そして墮姓者 (patita) と交際することである。Veda を通じてあるいは婚姻によって。

以下に引用する。

[patita のために] 祭祀を執行することや婚姻によらずとも、1年間 patita と乗り物、座席、食事を同じくすることによって、patita となる。

これは後代の dharmaśāstra に見られるような明快な定義である。②では、例えば「淫行」については、

1. 師匠 (guru)¹⁴ の妻
2. 師 (ācārya) の息子、弟子、妻
3. 自らの血縁の女

を対象とするものが最も重罪で、男性器と睾丸を切断する、あるいは熱

¹⁴ Olivelle は guru を「年長者」と解する。

した金属製の像を抱くなどして死に至らしめる。

その他では

4. 女性の年長者 (gurvī)
5. 女友達 (sakhi)
6. 師匠の女友達
7. 下層の女

を対象とする場合は、3ヶ月間の *kr̥cchra* 供でよいとする。他のケースでも同様であり、罪状とそれに対する贖罪の方法が具体的に示されているのである。

2. 全般的な特徴

各 *dharmasūtra* に占める贖罪規定の割合は、*sūtra* および偈の数ではかると、*ĀpDhs*:9%、*GauDhs*:20%、*BauDhs*:19%、*VasDhs*:20%であり、*ĀpDhs* を除いて約20%で変わらない。同じヴェーダ学派に所属する *ĀpDhs* と比べて *BauDhs* の数字は2倍であるが、第2巻冒頭の規定 (①) のみならば7%で、この両者に大きな違いはない。

・罪の定式化－術語としての *mahāpātaka*

贖罪規定の対象となる行為は「大罪 (*mahāpātaka*)」あるいは「準大罪 (*upapātaka*)」などと定式化される。しかし *mahāpātaka* に限れば *Manu* 以前には必ずしも述語として成熟していたわけではない。*dharmasūtra* 中の用例を調査すると、以下のような分布を示している。

	<i>mahāpātaka</i>	<i>upapātaka</i>
<i>ĀpDhs</i>	φ	φ
<i>BauDhs</i>	3.6.5, 4.6.3, 4.7.7	2.12, 3.5.5, 4.1.7, 4.2.12
<i>GauDhs</i>	(21.10) ¹⁵ 26.22	20.17, 21.11, 22.34
<i>VasDhs</i>	1.19, 23.22, 27.7	1.23

¹⁵ この箇所を Stenzler、Olivelle は *mahāpātaka* とは読まないが、Kashi Skt.Ser. vol. (172) 版では *mahāpātaka* と読む

ĀpDhs に mahāpātaka の用例がなく、*BauDhs* においても後半に集中していることが知られる。*BaudDhs* 4.7.7 の用例は compound ではない。

siṃhe ma ity apāṃ pūrṇe pātre 'veksya catuspathe /

mucyate sarvapāpebhyo mahataḥ pātakād api //

「我を獅子に」と唱えつつ（出典不明）、四つ角で満水の瓶を凝視すればたとえ「大罪（mahat pātaka）」から生じたものであっても、彼は一切の罪から解放されるのである。

成立の早い段階ではこれが一般的な術語ではなかったことを示しているであろう。*Manu* 以降の dharma 文献には mahāpātaka (mahāpātakin) の用例は頻出し、upapātaka とともに贖罪規定の重要な術語となっている。*Viṣṇusmṛti* では更に分類が詳細となり、ati-pātaka、anu-pātaka なども用いられている。この点からすると、*VasDhs* では①②のいずれにも mahāpātaka の用例が見られる事実は、この文献の成立時期を考える際のひとつの手がかりとなるであろう。

3. 総括と展望

以上、dharmasūtra を資料として、それぞれの文献の構造の中に贖罪規定がどのように位置づけられるのかを素描した。以下の点を指摘することができるであろう。

dharmasūtra 文献の相対的、絶対的な成立年代については Kane 以降 Olivelle が新しい見解を提出しているが¹⁶、これを異論の余地なく確定することは困難であろう。いずれの文献も重層的な構造を有しているから、本体部分と後代の付加部分のそれぞれについて議論する必要がある。

それにしても、我々にとっては現存する形での伝承が所与である。贖罪規定は、本来的には家住期の問題であるが、*BauDhs* では付加部分、

¹⁶ Olivelle : *Dharmasūtras*, pp.4-10 によるならば、*ĀpDhs* (BC.3C) → *GauDhs* (BC.3C) → *BauDhs* (BC.2C) → *VasDhs* (BC.2 or 1C).

すなわち家住期の生活規定には含まれない箇所を追加されている。

すでに指摘したように、*dharmasūtra* として、よりオリジナルに近いものとしては *ĀpDhs* の古層がその候補であろう。*BauDhs* はそれより乱れた姿で伝承されているり、*GauDhs* にいたってはまったく異なる原理で編集されている。しかし、現存のテキストを眼にするとき、そこにはひとつの共通した構造を見いだすことができるように思われる。贖罪規定について言うならば、それは家住期の生活規定 (*grhasthadharma*) からの分離であり、*BauDhs* から *GauDhs* あるいは *VasDhs* を経て、*Manu, Yāj* までを見通すことによって、それを明確に取り出すことができるであろう。個々の贖罪儀礼の内容にまで立ち入る議論は、後日の課題としてここに提示しておくこととする。